

(2016年9月1日講演)

16. 「日本農業の現状と農政の動向」

堀委員

まず冒頭で皆様にご理解を賜りたい点がある。これまでこの委員会では、それぞれの分野の専門家の方々が自身の農業に関わる取り組みについてプレゼンされるケースが多かったが、今回は少し毛色を変えて、委員の皆様が既にご存じの内容ではあることを十分承知の上で、日本農業と農政に関する全般的な報告をさせて頂きたいと思う。その上で、主要なトピックに関して皆さんの意見を伺う場とさせて頂きたい。まだまだ知識が浅い私としては、ぜひ皆さんの胸をお借りしたい次第である。どうぞよろしく願います。

まず1ページ目の資料構成をご覧頂きたい。この資料は農業にあまりなじみのない方向けの講演資料をベースに作成している。前半部分で日本農業の現状、性質、それから企業の農業への関与について触れる。それから、後半部分では、これまでの農政改革、TPP対策、私なりの農政の捉え方について触れた上で、皆様に議論して頂きたい点を示し、意見交換に移りたいと思う。

それでは、まず日本農業の現状に関する説明ということで、3ページ目をご覧頂きたい。これは皆さんよくご覧になる農業産出額の推移の図表で、ピーク時の1984年に比べると2014年の産出額は3割減少している。この減少額の中の7割強を米が占める。もし、1970年代に減反を開始する代わりに米の輸出等に取り組んでいたら、ここまで減らなかったかもしれない。農林水産予算が水産業、林業、食品産業政策等も含めて2.3兆円ある一方、農業の産出額が8.4兆円であるということについては、一部の方々の間で批判の対象になっている。また、米の産出額は1.4兆円であるのに対し、経営所得安定対策関連だけで6,500億円強の予算が計上されていて、そのほかにも農業土木や直接支払等、米に関するいろいろな政策が講じられている状況である。

4ページは農業者の高齢化についてまとめている。農林水産省がまとめたデータであり、比較可能な諸外国に比べると日本は圧倒的に高齢化が進んでいることが分かる。時系列で見ると2010年から2015年の間に日本では基幹的農業従事者で65歳以上の方の割合が3.5ポイント上昇していて、この背景には戦後の日本農業を担ってきた昭和一桁世代の方のリタイアがある。

ちなみに、あるイベントでこの表を見せたときに、「そうは言っても、この統計には法人雇用の農業者が含まれていないから実際には日本の農業者はもっと若いのではないか」と発言した参加者がおられた。確かに、法人雇用はこの統計に含まれていないが、そのインパクトは小さいと思う。最近では青年就農給付金の影響で45歳未満の就農者が昨年は少し伸びたが、やは

り高齢化は進んでいると思う。

次に、5 ページ目の、農地利用についての図表をご覧頂きたい。ご存じのとおり農地については、耕作放棄地の問題と、農地が小口分散化してしまっているという問題がある。

まず耕作放棄地について見ると、2015 年の農林業センサスによれば、全国で 42 万ヘクタールあるとのことで、これは耕地面積全体の約 1 割弱に相当する。耕作放棄地の約半分ぐらいは自ら農業を手掛けていない土地持ち非農家によって所有されていて、今後は農業を継がない子息への農地相続によってこの面積がさらに増えていく恐れがある。

ちなみに耕作放棄地の定義は、「1 年以上作物が作られておらず、耕作を再開する見込みがない農地」で、自己申告ベースの集計である。一方、農業委員会が見て判断する遊休農地という概念もある。この遊休農地については、15 年末時点の数字が 13.5 万ヘクタールで、政府は最近、こちらの数字を前面に押し出す傾向にある。この背景には、遊休農地の判断が客観ベースで行われていることや、毎年できるだけ農業委員会等が見回れるようにする体制を徹底して、遊休農地の調査頻度を上げつつあること等が挙げられる。2017 年からは遊休農地に対して課税を強化する仕組みもスタートする見通しとなっているので、今後は遊休農地の把握がより重要になってくると思う。

次に、農地のもう一つの問題である小口分散については、6 ページにイメージを示してある。本来であれば図の右側のような形に農地が集約されることが求められるが、戦後に農地改革を実施した影響で、実際の状況は左側の図のようになっている。現場では、「小さくても耕し続けたい」という農家の方が大規模農家に農地を貸してくれなかったり、隣近所と仲が悪いので「隣の人には貸したくない」と言う人がいたりすると聞いている。

7 ページ目には、農業の成長産業化に関して、輸出と 6 次産業化に関連するデータをまとめたものである。一言で言うと、こういった取り組みはまだ発展途上だ。最近メディアはこぞって 2015 年の農林水産物・食品輸出が急伸したと報道しているが、このうち農産物に限って見るとまだ 2,210 億円で、先ほど見た農業産出額の 2.2%にとどまっている。輸出額の伸びばかりが報道されて、農業産出額に占める輸出のウェイトの低さは、あまり報道されていない。また、前回も澤野委員が言っておられたが、2016 年上期はホタテの水揚げ量が減少したことや、円高が進展したこと等を受けて輸出額の伸びが大幅に鈍化しており、「2020 年に 1 兆円」という政府目標の達成に向けた足取りがやや鈍り始めている。

次に、6 次産業化について見ても、国内の農業・食料関連産業の市場規模が 97.6 兆円ある一方で、農業者による農業生産関連事業の取り組みは 1.9 兆円ぐらいにとどまっており、シェアは約 2%である。国内市場が縮小する中で農業者が 6 次産業化に取り組むことは、狭いパイを食品メーカーや食品小売業者といった従来の販売先と奪い合う形となることから、難航しているとみられる。

この円グラフの元データは農林水産省の 6 次産業化総合調査で、従来、農林水産省は農業者

による農業生産関連事業の販売金額を 6 次産業化の市場規模として説明していた。しかし、2013 年ごろから日本の 6 次産業化の市場規模は 4.7 兆円で、これを 2020 年までに 10 兆円にするというロジックに変更された。なぜ 1.9 兆円から 4.7 兆円に市場規模が膨らんだのかというと、農村での再生可能エネルギーの取り組みや、農業と福祉の連携等、農村の関連事業のようなものも含めたからだと農林水産省は説明している。しかし、私が実際に農林水産省の担当部署に電話して、その内訳を教えてほしいと問い合わせたら、「それは公表されていない」と言われてしまった。政府は近年、KPI の進捗状況を調査しているが、この 6 次産業化の市場規模について農林水産省は、従来の指標と対象が異なるため進捗を評価できないとしている。

次に、日本農業の多様性についての説明に入るので、9 ページをご覧ください。左側のグラフで見るとおり、農地を所有する農家の種類は、主業農家、準主業農家、副業的農家、自給的農家、土地持ち非農家、と多様である。このうちビジネスベースで農業を展開していない土地持ち非農家と自給的農家が過半数を占めている。こういう方々とビジネスベースで農地を所有されている方の利害関係は異なっていて、ここに農政を展開していく上での難しさがある。

ちなみに農家のほかには、これまで農業生産法人と呼ばれていた農地所有適格法人や、農地を借り入れて農業参入している法人が農業に従事している。しかし、その数は農家戸数に比べると圧倒的に少ないので、これらの法人の事業規模が大きいケースであっても、農業界での発言力はやや小さいように見受けられる。

次に 10 ページの表で作物による収益性の違いについても触れたい。上の段の表を左から順にみると、まず農業粗収益は一般企業で言うところの売り上げに相当し、そこから農業経営費を引いた部分が農業所得で、一般企業で言うところの粗利益である。これについては、共済・補助金等の受取額と、それ以外の純農業所得に分けたデータも示してある。最後に、農業所得とその他所得を足すと農家の総所得になる。下の段の表は指標がメインである。農業所得÷農業粗収益は、農業でどのくらい稼いだかという利益率である。共済・補助金等を除いた純農業利益率も示してある。この他、労働 1 時間当たり農業所得、総所得に占める農業所得の割合、経営耕地面積をまとめてある。

まず水田作について見ると、農業依存度がほかに比べて圧倒的に低い。これは兼業農家が圧倒的に多いためである。少数の大規模農家はいるが、小規模の多数の農家の方々の影響が大きいため、こういう結果となる。また、調査年の 2014 年は米が非常に安かった時期で、9 番の純農業利益率はマイナスとなっている。

一方、野菜作や果樹作について見ると、9 番の純農業利益率が 3 割程度となっている。つまり、野菜作や果樹作は共済や補助金がなくても利益が確保できる産業、つまり農政に依存しなくても稼げる産業になっていると言える。

次に、酪農について見ると、耕地面積が 22 ヘクタールとほかに比べて圧倒的に大きく、かつ、所得規模もほかに比べて大きいのが特徴である。専業中心の大規模経営スタイルが定着し

ている。

次に、肉用牛について見ると、飼料価格変動の影響を受けるのは酪農と共通するが、酪農に比べて販売価格の変動が大きいのが肉用牛の特徴である。2014年単年で見ると、肉の価格が高い水準にあったことが収益にはプラスとなった。一方、数年前に同じデータを取ったときには、口蹄疫の発生や、東日本大震災の発生による子牛の仕入難等を受けて純農業利益率がマイナスに転じていた。肉用牛は収益の変動が大きいとみられる。

このように、一口に農業と言っても、生産品目によって収益環境が異なることも、農政を考える上で重要なポイントである。

次に、農業の現状に関するパートの最終部分として、最近活発化している企業の農業への関与について説明したいので、12ページをご覧ください。

12ページでは、農地借入れによる企業等の農業参入件数をまとめている。企業による農地借入れが可能となった2003年4月から2009年12月までの参入件数が436件だったが、規制緩和以降の参入件数は2,000件を超えていて、参入スピードが加速している様子が見て取れる。

参入企業には、農産物を仕入れる食品メーカーや流通業者、農業資材を扱う企業、地方で兼業農家の就職が多い建設業等が主な事例として挙げられる。ただ、恐らく農業参入によって安定的な利益を上げている企業は少なく、社会的貢献のアピールや本業での取引の円滑化といった定性的なプラス効果にとどまっているケースが多いように見受けられる。

企業の農業参入の方法としては、農地を借りる以外に農地所有適格法人への出資もある。政府はこの農地所有適格法人の数自体は統計を取っているが、その中で企業が出資しているケースが何件あるかは明らかにしていない。ただ、一般的には農業への長期的なコミットメントを求める企業の一部が、農地借入れから農地所有適格法人への出資へとシフトしているようだ。

13ページに移る。先ほどは企業の農業参入について示したが、もう一つの企業の農業への関与方法として、従来から幅広く行われている農業者との商取引がある。農産物の販売や農業資材の調達については、歴史的にJAグループが高いシェアを占めてきたが、徐々にそのシェアは低下してきている。逆に、この図表の中で赤字の二重線で示しているような、企業と農業者との取引や、農業者と消費者との取引が徐々に拡大しつつある。特に、近年は企業が新規ビジネスを模索する中で、農業の成長産業化を推し進める政府の動きに連動する形で新たな農業サービスを提供したり、農産物の加工・流通面で農業者との連携に取り組むケース等が増えてきている。

14ページは、そういった農業者と企業の連携が価値創造につながるパターンのごく一例である。例えば健康機能を訴求した新しい加工食品・医薬品の開発、植物工場を利用した安定的な農産物の供給、IT農業による農産物の低価格化・高品質化、バイオマス利用による農村でのエネルギー自給、農産物輸出による新たな市場開拓等がある。このほかにも連携によっていろいろ

るな価値創造が可能である。

パートナーとなる企業の業種としては、従来から農業者と付き合いがある食品メーカーや外食業者に加え、医薬品メーカーやIT企業等、多様な業種が考えられる。松本委員もたしか大手の鉄道会社と連携したビジネス展開をされておられるし、輸送・観光に関連する企業や、福祉・介護サービス業等いろいろな業種の企業がパートナーの対象になり得る。そういう意味で農業というのは実は裾野が広い産業と言えるかもしれない。個人的には、農業の成長産業化に向けてこうした農商工連携の取り組みが活発化することを強く期待している。農業者による6次産業化と企業による農業参入はともに、今まで自分たちがやっていなかったことに新たに挑戦する取り組みであるのに対して、農商工連携というのは農業者と企業がそれぞれの本業の強みを生かして、その延長線上で取り組めるので、実施のハードルが低いのではないかと。ただ、連携に際しては、片方のフリーライドにならないようにきちんと役割調整をすることや、長期的な連携につながる体制作りをきちんとすることが重要になると思う。

次の15ページで、参考までに6次産業化の概念を整理したい。この表は、縦軸が誰を取り組み主体とするかという区分で、横軸が事業の展開方法が単独なのか連携なのかという区分である。現在の政府の定義では、ここのオレンジ色の部分がすべて6次産業化と位置付けられていて、3つの分類に分かれる。1つ目の区分は、赤線で囲まれている部分で、農業者が単独または主体で2次産業や3次産業を展開するケースである。2つ目の区分が青の点線で囲っている部分で、企業が独自または連携して農業に参入するケースである。3つ目の区分が緑線で囲っている部分で、農業者と企業が何らかの形で連携するケースである。

このうち、6次産業化法に基づく支援対象は、赤線内のCとDだけである。また、農林漁業成長産業化ファンドの投資対象となるのは、農業者が主体となって企業と連携するパターン、この図表で言うとDに限られる。しかし、今後は、農業者が単独で取り組むCのケースや、企業が主体になって農業者と取り組むFのケースも農林漁業成長産業化ファンドの投資対象にしてもよいのではないかと感じる。

また、14ページで説明した農商工連携は、基本的に農業者や企業が自分たちの本業をメインにして連携を組むパターンで、ここの図表の中だとBとHに該当する。これらに対して現在、あまり活発な政策的な支援は行われていない。BやHに対する政策的支援の枠組みとしては農商工連携等促進法があるが、これは中小企業と農業者の連携に支援が限定されている。ただ、今後は日本経済の活性化に向けて農林漁業とほかの産業との一体的な発展が求められる中で、政府としても省庁横断的な支援の強化に取り組んでいくことが求められると思う。最近、局長級の交流が経済産業省と農林水産省との間で実現したのも、そういう取り組みに向けた前向きな動きと評価してよいと思う。

次に17ページ以降で、現政権下の農政改革について説明をさせて頂く。安倍政権がこれまでに取り組んできた農政改革を整理すると、まず第1弾で農地対策として農地中間管理機構を

設置し、第2弾でいわゆる「減反廃止」等を盛り込んだ農業者所得安定対策の見直しを打ち出した。第3弾は2016年4月に法改正に至った、農協、農業委員会、農地所有適格法人に関する規制の見直しである。3分野はどれも農業の構造改革に向けて重要であり、これらに取り組んだことは評価できる。ただ、全体的に見ると、改革がやや中途半端に終わってしまったのではないかという印象がある。

個別に概要を見ると、まず18ページには、農地中間管理機構の基本構想をまとめている。この機構は、農地貸借の中間的受け皿としての役割を担うべく各都道府県に設置されたが、2014年度と2015年度をあわせた取引仲介面積の実績は約10万ヘクタールで、政府が目標としていた26~28万ヘクタールの半分以上という結果になっている。しかも、このうち新たに集積した面積は3.4万ヘクタールにとどまっており、むしろ機構を介さない農地貸借取引のほうが拡大余地が大きいとみられる。こうした中で、政府が機構の農地集積の実績に応じたインセンティブ策の導入を検討していることについてはやや違和感がある。

ちなみに、ある有識者が弊社のイベントで講演して下さった際に、「農地集積に向けては、農業者が農地制度の使い分けをすることが重要だ」とコメントされていた。機構のほかにも農地法3条に基づく貸借取引、農用地利用推進事業、円滑化団体の制度等がある中で、貸し手と借り手の事情によってどの制度が一番利用に適しているかが違うとのことである。機構に求められる主な役割は、その土地に住んでいない人の農地を担い手につないだり、荒れている農地を土地改良して担い手が借りられるようにしたりすることだとおっしゃっていた。

次に、19ページには農業者所得安定対策の概要をまとめてあるが、この中の大きなポイントは、2018年に生産数量目標の設定をやめることや、旧戸別所得補償制度を廃止することだ。これらの動きは農業者の経営努力を促そうとするもので、構造改革に資する動きだ。しかし、こういった対策を示す一方で政府は、飼料用米や米粉用米に対する交付金を最大で3割引き上げたり、日本型直接支払制度を設けて農地維持に対する交付金を増やしたりもしている。これらは農業者に対する保護を強化する激変緩和措置的な動きであり、逆に日本農業の構造改革の進展を妨げるおそれがある。

20ページに示した農協、農業委員会、農地所有適格法人に関する規制の見直しについても、本間主査が関与されている規制改革会議が高いボールを投げたにもかかわらず、最終的な着地は低いところにとどまってしまった感がある。農協については当初、全農の株式会社化を強制するような案が出ていたが最終的に全農の任意となったし、農協グループの中央会についても、都道府県レベルの組織は基本的に現状維持となったので、変化の度合いが抑えられた。

それから、農地法については、規制改革会議で一部の委員が企業の農地所有の規制を緩和すべきだという発言をされていたように記憶している。しかし、2016年4月の農地法改正ではこれは実現せず、企業の出資比率の上限を50%未満まで引き上げるにとどまった。ただ、兵庫県養父市では、国家戦略特区の特区法改正という形で全国唯一、5年間の時限措置として企業

の農地所有が認められる方向になった。ほかの地域にこの措置が広がるめどはまだ立っていない。

17～20 ページで見てきたように、農地対策、農業者所得対策、組織規制という重点 3 分野で政府がある程度、農政改革の方向性を定めたところで実現に至ったのが 2015 年 10 月の TPP 大筋合意である。自民党等はこれを農政新時代の幕開けと称している。

23 ページでは、TPP 大筋合意の概要を簡単に示してある。農林水産物については、約 8 割の品目の関税撤廃が決定した。新たに輸入枠が設定された品目がある一方で、国家貿易制度や差額関税制度がおおむね維持された結果となり、本間主査が新聞でコメントされていたとおり、いわゆる重要 5 品目の市場開放は「極めて限定的」というのが、この合意の実情だと思う。これに対しては、TPP の外圧によって日本の農業の構造改革をスピードアップさせるという機会を失ってしまったのではないかという声も聞かれる。

TPP の合意内容が日本の農業に与える影響が限定的であるとみられるものの、政府・与党は農業者の先行き不安感を和らげることを目的として、TPP 対策を進めている。政府が示した TPP 対策は、大きく分けると 24 ページに示した 4 つのステージで説明できる。

まず、第一段階では、2015 年度の補正予算に 3,122 億円の TPP 対策費を計上して、畜産クラスター関連事業や公共事業の費用を積み増すとともに、産地パワーアップ事業を新設した。2016 年度補正予算ではこれら事業の予算がさらに積み増されることとなる見通しである。

また、第二段階では、牛マルキンや豚マルキンの法制化を盛り込んだ TPP 関連法案が 2016 年 3 月に閣議決定された。政府は当初、この法案を 6 月までに成立させることを目指していたが、熊本地震の影響等で実現しなかったことから、今秋の臨時国会で審議が継続されることになった。

次に、これから注目されるのが、第三段階の 12 項目に関する追加策の決定である。これが決定された後に政府は TPP 発効時に合わせて、第四段階の国産米の買い入れ数量拡大や牛マルキン、豚マルキンの補てん比率引き上げ等を行う予定である。

では、その追加策 12 項目とは何かというと、25 ページに示したとおりである。11 月ごろにこれら項目に関する具体策が発表されると言われている。1 番から 12 番を自民党の中では 3 グループに分けて議論しており、農業の成長産業化に関連する 1 番の人材力、2 番の生産資材、3 番の流通・加工、5 番の輸出体制、6 番の原料原産地表示、7 番のチェックオフ制度、については小泉議員が率いる農林水産業骨太方針策定 PT で検討されている。

ただ、私が特に注目しているのは、農業の構造対策に関わる、4 番の土地改良制度、8 番の収入保険制度、9 番の飼料用米、12 番の就業構造等であり、これらについては宮腰議員が率いる農業基本政策 PT がカバーしている。また、10 番の配合飼料価格安定制度や、11 番の肉用牛・酪農の生産基盤強化については、畜産エリアの九州から選出された坂本議員が率いる小委員会で行われている。

今のところ、1 番の人材力については農業経営塾を全国に設置する案が出ている。2 番の生産資材についてはメディアの露出度が特に高く、資材価格の見える化に向けた仕組みづくりが検討されている。これをさらに農協改革にまで推し進めようとする動きもみられる。3 番の流通・加工構造についてはあまり報道されていないが、稼働率が低い農協施設の活用等について効果的な対策が打ち出されるとよいと思う。4 番の土地改良制度については、担い手の意見をより反映できる仕組みの構築や、土地改良区の再編等が検討されていると聞いている。

12 項目の中で一番進んでいると見られるのが 5 番の輸出体制に関する部分だ。これについては 2016 年 5 月に国が輸出力強化戦略を決定して、卸売市場の輸出拠点化や輸出手続きの簡素化に向けた取り組みが進められている。2016 年度の補正予算案にもこうした取り組みが既に織り込まれている。一方、6 番の原料原産地表示や 7 番のチェックオフ制度については、韓国等の諸外国の制度を参考にして、新制度の導入に向けた検討が進められている。チェックオフ制度については青山委員のご意見、収入保険制度については嶋崎委員のご意見を後ほど、ぜひ伺いたいと思っている。

8 番の収入保険制度については、青色申告をしている農業者を対象とする補てんが検討されているところで、9 番の飼料用米生産の推進については、この間の参議院選のときに自民党が水田フル活用の予算の恒久的な確保を明言している中で今後、どの程度の手当てがどれ位の期間で確保されるのか注目される。10 番の配合飼料については、国産飼料の増産や広域流通の促進に向けた支援強化が検討されているということだが、あまり動きは報じられていない。11 番の肉用牛・酪農の生産基盤強化に向けては既に畜産クラスター事業が始動していて、予算が追いつかないほど農業者のニーズが高いと言われているので、今後は同事業の予算積み増しが予想される。12 番の就業構造については、農村地域工業等導入促進法（農工法）の対象業種を拡大することや、対象業種に対する税制優遇を復活すること等が噂されている。

最後に、私なりの農業に関する考察を 27 ページ以降で述べさせて頂く。農政においては様々な施策があるが、主な施策について見ると、概念上 3 つに分けられると思う。1 つ目は農業経営や農地の持続等を目的とする保護策、2 つ目は農業の事業競争力強化に向けた構造改革を推し進めるための産業基盤強化策、3 つ目は新たな収益源を確保していくための市場拡大策である。例えば、保護策として代表的なものは、経営所得安定対策や日本型直接支払制度である。また、産業基盤強化策の例としては、農地集積に向けた農地中間管理機構の設置や、次の世代の人材を確保していくための青年就農給付金の支給がある。主な市場拡大策としては、6 次産業化や輸出への支援が挙げられる。

この図の右側のところを見てもらうと、保護策については多数の農業者が関係する一方で、市場拡大策については、関係する農業者の方々がトップクラスの少数に限定される。そういう意味では予算規模や農業の構造改革に及ぼすインパクトは、保護策や産業基盤強化策のほうが市場拡大策よりも大きいと言える。しかし、経済活性化を強く求める企業や消費者は、保護策

や産業基盤強化策よりも市場拡大策に注目しがちであり、その結果、農業・農政の全体観がなかなか認識されにくい状況にある。

28 ページに移る。農業の構造改革に向けては、特に保護策と産業基盤強化策の在り方が重要だが、そのかじ取りは容易ではない。保護策については、政治家が地方での支持を獲得する上での重要なツールとなっている感があり、抑制よりは拡充される方向に傾きやすい。しかし、保護策を安易に拡充し続けると財政負担が増大するうえ、農業者の自助努力を妨げるので、保護策はセーフティネットとして、あくまでも必要最低限の水準にとどめることが望ましい。

同様に、産業基盤強化策の中の財政的支援についても、費用対効果の高いものや革新的なものに対象を絞り込む等して予算の安易なばらまきに陥るのを避けることが求められる。最近だと、畜産クラスター関連事業や産地パワーアップ事業は「攻めの農林水産業」の掛け声の下で重点的な予算配分が行われているが、現場では「人が去って設備や機械だけが残ってしまうのではないかと懸念する声もある。こうした懸念が現実のものとならないよう、事業の設計段階から対象の絞り込みをしっかりと行っていく必要がある。ただ、実際には、農業界ではこういう主張はなかなか受け入れられにくいかもしれない。

また、産業基盤強化に向けた制度的支援について見ると、農業関係者からの強い反発に遭うことも少なくないなかで、粘り強く農業関係者を説得し、老朽化した制度を日本農業の環境変化に合わせて見直していくことが重要である。2016 年 4 月の農地法改正や農協法改正は、農業関係者の反発に配慮して中途半端な改革に終わった感もあるが、今後は農地集積や減反廃止等に向け、政府が積極的に日本農業の構造改革や競争力強化に資する制度見直しを行っていくことが求められよう。

以上が私の報告だが、これを踏まえた上で、本日は有識者である委員の皆様、経営所得安定対策や収入保険制度といった保護策、農地集積対策や人材育成といった産業基盤強化策、輸出支援等の市場拡大策について、意見を承りたいと考えている。飼料用米については、藤尾委員からユーザーのお立場の意見、福永委員から今年開始した稲作についての情報を頂けるとありがたい。収入保険制度については、嶋崎委員からご意見を頂戴したい。輸出拡大に関しては、青山委員に韓国のチェックオフ制度についての情報、合瀬委員にオランダ農業の取材結果、澤野委員に水産物の輸出動向、をそれぞれ教えて頂きたい。農地集積については、現場で農業に携わっておられる方々を中心にお話を伺いたい。私からのご報告は以上である。どうもご清聴ありがとうございました。(拍手)